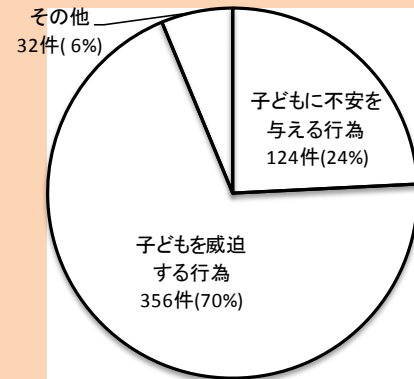


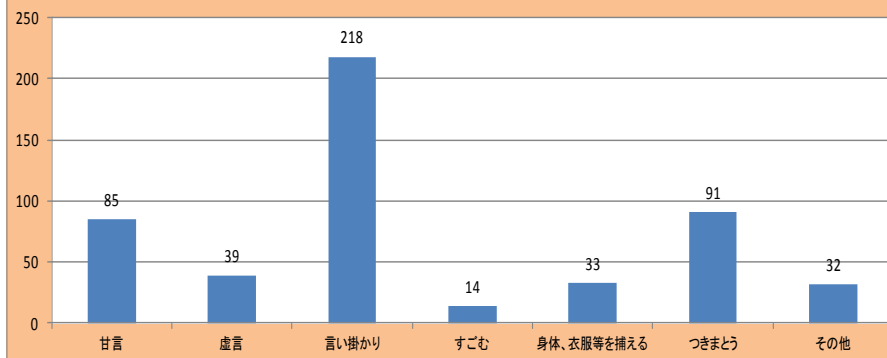
犯罪行為に至らない程度の行為について

H22年の声掛け等事案(小学生以下)の内訳



	未就学(男)	未就学(女)	小学生(男)	小学生(女)	小学生(不明)	未聴取	合計
子どもに不安を与える行為	1	5	37	74	3	4	124
子どもを威迫する行為	4	3	87	249	0	13	356
その他	1	2	4	20	0	5	32
合計	6	10	128	343	3	22	512

H22年 声掛け等事案(小学生以下)行為種別件数



	種別	未就学(男)	未就学(女)	小学生(男)	小学生(女)	小学生(不明)	未聴取	合計
子どもに不安を与える行為	甘言	1	5	26	47	3	3	85
	虚言	0	0	11	27	0	1	39
子どもを威迫する行為	言い掛かり	2	3	55	149	0	9	218
	すごむ	0	0	3	10	0	1	14
	身体、衣服等を捕らえる	0	0	8	25	0	0	33
	つきまとう	2	0	21	65	0	3	91
その他	その他	1	2	4	20	0	5	32
合計		6	10	128	343	3	22	512

犯罪行為に至らない程度の行為 (子どもに不安を与える行為、威迫する行為)

子どもに不安を与える行為

【甘言を用いて惑わす】

相手の気を引くような巧みな言葉により、子どもの適正な判断を誤らせるなど
 (おもちゃを買ってあげる
 お菓子をあげる 等)

【虚言を用いて欺く】

事実と反することを内容とする言葉により子どもを錯誤に陥れることなど
 (テレビに出ないか
 トイレ貸して 等)

身体的及び精神的に成長途上の子どもは、犯罪に対する抵抗力が乏しく、犯罪に巻き込まれる危険性が高い。

子どもを威迫する行為

※子どもに不安を与える行為よりも更に粗暴性、悪質性が高い

【言い掛かりをつける】

全く根拠のないことをあるかのように言い繕い、又は事実を針小棒大に誇張して難癖をつけるなど

【すごむ】

相手を睨みつけ、又は相手に威圧を与えるなど

【身体又は衣服等を捕らえる】

子どもの身体や身に付けている衣服等を引っ張り又は捕らえることなど

【つきまとう】

しつこく子どもの行動に追随することなど

エスカレート

強姦
 強制わいせつ
 略取、誘拐等

子どもがおびえる行為
 地域等の不安をおおる行為

規制なし

規制あり (刑法・条例など)

【脅迫】

畏怖させるに足りる「生命」「身体」「自由」「名誉」「財産」に対する害悪の告知

【傷害】

暴行罪の結果、傷害の結果発生

【軽犯罪法 13号 粗野又は行列割込】

公共の場所で多数の人に対して著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかける

【迷惑防止条例第 10 条】

特定の者に対し、ねたみ、恨み、その他悪意の感情で反復してつきまとう

【強要】

脅迫罪の害悪の告知を行い、畏怖心を生じさせ義務のないことを行わせる

【軽犯罪法 5号 粗野又は乱暴な行為】

公共の会堂、劇場等において入場者、公共の乗物の中で乗客に対して 著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかける

【迷惑防止条例第 6 条第 5 号】

公共の場所又は乗り物において、人を著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような卑猥な言動をすること

【ストーカー規制法 (つきまとい等)】

好意の感情により、反復してつきまとう

【暴行】

殴る、蹴るなどの有形力の行使

【軽犯罪法 28号 追従等】

不安又は迷惑を覚えさせるような仕方につきまとう